

## 議案第6号

### 日進市介護保険条例の一部改正について

日進市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月25日提出

日進市長 萩野 幸三

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、日進市介護保険条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

低所得者の保険料の軽減強化として、第1段階の軽減割合を増加するとともに、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階までの対象者に拡大する。

日進市介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市介護保険条例(平成12年日進市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成30年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,742円とし、<u>平成31年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、20,915円とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,915円」とあるのは、「33,786円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,915円」とあるのは、「46,658円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 <u>前各項に定める保険料率により算定した当該年度における保険料額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,742円とする。</p> <p>3 <u>前2項に定める保険料率により算定した当該年度における保険料額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日進市介護保険条例第5条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。